

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見募集の結果について

1．意見募集の概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」の内容について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

募集期間：平成20年9月29日（月）～平成20年10月29日（水）

告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び厚生労働省・経済産業省・環境省ホームページに掲載

意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

2．御意見の提出件数

意見提出者数： 25 団体・個人

のべ意見数： 38 件

3．寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方について
別紙のとおり

通し番号	政令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	第3条	医療業の追加に賛同する。医療関連施設において、使用されてる、あるいはこれから市場へ出るであろう化学物質(医薬品)などの環境への配慮から、最低限の環境法(たとえば化審法)対応をすべき。医療関連施設において、既存の使用されてる化学物質等への対応は、施設としての改善、あるいは専門家を常駐させ、環境への排出がないよう、努力していただく方策も有効。	本政令案の内容に賛成の御意見と理解します。
2	第3条	医療業を追加すべきではない。法制定当初のパブコメの中で、病院等については、消毒剤・防腐剤等の使用量は少なく推計することが適当とされている。現在推計されているエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについて、出荷額、医療業での使用率などに変化がほとんどないことから、当初の考え方どおり推計することが適当である。	法制定時と比べ、個々の事業者による取扱量が増加傾向にあり、医療業全体として現行指定されている他業種と同程度の排出が認められたこと等から医療業を追加しています。
3	第3条	医療業の業種の追加について、届出の公平性を担保するようにすべきである。今回、大規模病院を含む医療業を届出対象にすることで公平性が確保されると考えられる。ただし、医療業は今までPRTR制度に関する情報提供が行われていなかったため、対象事業所が届出を必ず行うように、広報活動等に努めるべき。	PRTR制度の適切な届出の励行について、関係省庁・関係機関と連携のうえ、引き続き取り組んで参ります。
4	別表第一 72 塩化第二鉄	塩化第二鉄を第一種指定化学物質にする必要を明記すべき。金属等のエッチング液及び排水処理の凝集助剤として使用しているが、使用後の排出時には他物質に転化されているため、そのものの環境への排出は極めて少ないと考えられる。	変異原性について、細胞遺伝学試験でin vivo陽性であること(IUCLID(2000))と、生態毒性について、甲殻類の48時間EC50:9.6mg/l(AQUIRE, 2003)であること及び製造・輸入量が年間100トン以上であることから、審議会答申に則り、第一種指定化学物質としています。
5	別表第一 72 塩化第二鉄	塩化第二鉄については、液状(水溶液)を含む場合、部分的にイオン化しているため、物質としての算出方法が不明確である。水溶液を除外する等算出方法を明示していただきたい。	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の算出方法等について検討し、今後ホームページ等で情報提供して参ります。
6	別表第一 211 二・二 ジブ ロモ ニ シアノア セトアミド	別名 2,2 - ジブロモ - 3 - ニトリロプロピオンアミド、DBNPAを、付記して欲しい。	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の一般名・慣用名等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。
7	別表第一 211 二・二 ジブ ロモ ニ シアノア セトアミド	二百十一二・二 ジブロモ ニ シアノアセトアミド(通称DBNPA)は、世界各国の水処理、製紙工場などで古くから広く使用されており、その安全性、環境中での速やかな分解性について多くの研究がなされ、安全性に関する報告がなされているため、第一種指定化学物質に指定すべきではない。(同様の意見が他に2件あり)	生態毒性について、魚類の96時間LC50:0.55mg/l(AQUIRE)であることから、審議会答申に則り、指定して参ります。

通し番号	政令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
8	別表第一 225 N・N ジメチルドデシルアミン = N オキシド	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシドについて、対象物質見直し合同検討会の案ではアルキルとなっていたので、政令でドデシルと炭素数を12のものに限定せず、他の炭素数のものも含んだアルキルという表示にすべき。	当該物質は、化管法対象物質見直し合同会合の報告において「N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシド」として第一種指定化学物質候補とされており、改正案においても同一の名称で第一種指定化学物質としています。
9	別表第一 334 四 ヒドロキシ安息香酸メチル	当該物質は、医薬品・化粧品の添加物として多く使用され、安全性については過去から非常に多くの文献がある。生態毒性についてミジンコ繁殖阻害NOECの結果がクラス2であったことが候補の根拠になっているが、当該物質の分解度予備試験では100%分解されていることから、候補物質から除外すべき。	生態毒性について、甲殻類の21日間NOEC:0.2mg/l(環境省生態毒性試験報告))であることから、審議会答申に則り、指定しております。
10	別表第一 409 ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウムについて、対象物質見直し合同検討会の案ではアルキルとなっていたので、ドデシルと炭素数を12のものに限定せず、他の炭素数のものも含んだアルキルという表示にすべき。	当該物質は、化管法対象物質見直し合同会合の報告において「ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム」として第一種指定化学物質候補とされており、改正案においても同一の名称で第一種指定化学物質としています。
11	別表第一 421 ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	「四 - メチリデンオキセタン - ニ - オン」は、一般的な名称である「四 - メチレンオキセタン - ニ - オン」とすべき。	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の一般名・慣用名等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。
12	別表第一 455 モルホリン	出典元のEHCには、染色体異常、微小核形成、遺伝子突然変異は発見されなかったと記載されている。また、Migukina (1973)によって豚とねずみの骨髄細胞からの染色体異常に関する報告について書かれているが、研究レポートとしては欠陥を含んでいると書かれている。他の文献にMorpholineの変異原性は陰性であると示している論文がある。以上より、Morpholineの変異原性が陽性という結果に異義を唱える。	変異原性について、染色体異常試験でin vivo陽性であること(EHC、1996)と、吸入慢性毒性について、ラットの104週間NOAEL:6.4mg/m3であること(環境省初期リスク評価(2005))から、審議会答申に則り、現状のとおりとします。
13	別表第一 8 二アクリル酸ヘキサメチレン 208 二・六 ジターシャリ プチル 四 クレゾール 421 四 メチリデンオキセタン ニオン 448 メチレンビス(四・一 フェニレン) = ジイソシアネート	新規に第一種指定化学物質に追加指定された以下の4物質の名称に関し、当該化学物質を取扱っている製造現場の管理者もしくは担当者による見落とし、届出漏れなどが発生することを防止するため、別名として一般名もしくは慣用名を併記すべき。 1) 新政令No.8 : 1,6-ヘキサンジオール ジアクリレート(HDDAもしくはHDA) 2) 新政令No.208: BHT 3) 新政令No.421: ジケテン 4) 新政令No.448: ジフェニルメタンジイソシアネート(MDI)	新たに追加される指定化学物質についての適切な届出に向けて、指定化学物質の一般名・慣用名等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。

通し 番号	政令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
14	別表第一 276 ドデシル硫酸 ナトリウム 別表第二 7 アルキル硫酸エ ステルナトリウム (アルキル基の炭 素数が十六から十 八までのもの及び その混合物に限 る。)	アルキル硫酸ナトリウムは、炭素数12のものが第一種対象物質に追加され(1-276ドデシル硫酸ナトリウム)、炭素数16~18のものが第二種対象物質に追加された(2-007アルキル硫酸エステルナトリウム)が、炭素数14のものを除外してよいのか。	炭素数が14個のアルキル硫酸ナトリウムについては、有害性・ばく露情報が化管法選定基準に合致しなかったため、指定物質としていません。
15	別表第一 242 ニ スルホヘ キサデカン酸 ー メチルエステルナ トリウム塩 389 ヘキサデシル トリメチルアンモニ ウム=クロリド	1-242及び1-389はそれぞれ炭素数が特定されているが、他の炭素数のものはないのか、検討し、製造されているようなら、同様に指定すべき。	ニ スルホヘキサデカン酸 ー メチルエステルナトリウム塩及びヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリドの炭素数が異なる物質については、有害性・ばく露情報が化管法選定基準に合致しなかったため、指定物質としていません。
16	政令番号	指定物質を削除する場合はその政令番号を欠番、追加する場合は既存のもの最後に追加していくか、枝番を付けるなどして、現行の政令番号が変わらないようにすべき。また、対象物質の政令番号の変更等を、政令施行日から実施することは現実的に対応が困難であり、十分な経過措置期間を設けるべき。 (政令番号に関する同様の意見が他に11件あり)	今回の物質見直しにおいて相当数の物質の入替え、一種・二種間の入替え、既存指定物質の統合・分割を行っています。また、対象物質見直しは今後も必要に応じ行うことが見込まれています。以上のことから、欠番・枝番式等に行くと標記が非常に複雑になり、今後の対応が困難となることから新たに番号を付与しています。 なお、事業者においてMSDSの修正等に時間を要することを考慮して、施行日を平成21年10月1日としています。
17	その他	今回の指定化学物質の変更において、どの物質が削除され、どの物質が追加されたのか現状公開されている資料ではわかり難い。別添資料として、削除された物質や追加された物質等の一覧表をExcelで公開すべき。	改正後の指定化学物質についての適切な届出に向けて、現行の指定化学物質からの入れ替えを示す一覧等について今後ホームページ等で情報提供して参ります。
18	その他	「指定化学物質等の性状及び取り扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」の第三条一ア(2)で定められている提供しなければならない情報から「政令番号」を削除し、任意でよいことにすべき。 (同様の意見が他に1件あり)	PRTR届出事業者(MSDSの受手側)の利便性を考慮すると、現時点では政令番号の記載は必要と考えています。なお、事業者の利便性向上に向けた取組について今後とも検討して参ります。
19	その他	環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者である業種から燃料小売業を削除すべき。ガソリン成分のベンゼンの排出量(t/年)を燃料小売業÷全体(届出外含む)で見ると1%程度しかない。このことから、全業種の半数にも及び2万もの事業所に届出書提出の負担を課すべきではなく、これまで蓄積したデータなどから推計するべきであると考えます。	業種の指定については、審議会等の議論を踏まえ、今後とも検討して参ります。

通し 番号	政令案の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
20	その他	政令の運用に際しては、今回の改定で削除された指定化学物質にもMSDSを提供するよう指導すべき。	環境での存在にかかる判断基準を満たさなくなった現行対象物質については、有害性の観点からは引き続き注意を要する物質であること等から、化管法におけるMSDSの提供の義務はなくなるものの、事業者による自主的な取組として、今後ともMSDSの提供を継続するよう求めて参ります。
21	その他	MSDSを業者や業界団体のホームページ上で公開するよう指導すべき。	事業者間で適切にMSDSが提供されるよう引き続き求めて参ります。
22	その他	PRTR届出義務者である医療業には、衛生害虫等駆除を目的に薬剤処理を実施する防除業者、食品衛生や住環境衛生保持のため薬剤を使用する事業者、感染症対策の消毒業務を実施する地方自治体を含むことを明記し、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤ほかを使用する業者や地方公共団体に、PRTR届出を義務付けるべき。	御指摘の衛生害虫等駆除を行う防除業者等は、保健衛生業等に該当し、医療業には該当しません。業種の指定については、審議会等の議論を踏まえ、今後とも検討して参ります。
23	その他	届出対象事業場が毎年きちんと届出しているかどうか、チェックする仕組みを強化すべき。有害化学物質の環境中への排出量を把握するためには、届出排出量の把握が重要であり、届出しない事業者がなくなるようにチェックする体制を強化すべき。	PRTR制度の適切な届出の励行について、関係省庁及び地方公共団体等関係機関と連携のうえ、引き続き取組んで参ります。
24	その他	厚生労働省のGHS - SDSと歩調を合わせて対象物質の統一化を進めるべき。	各法律の目的に応じて、対象物質の選定が行われますが、GHS危険有害性分類事業等について、関係省と連携のうえ、引き続き取組んで参ります。